

予算審査特別委員会：平成29年3月15日（開会 午前 9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。昨日に引き続き、予算審査を行います。まず、昨日の中川委員よりの質問に対しまして、教育長より答弁がございますので、お願いいたします。教育長。

教育長

昨日、中川委員から質問のありました要保護、準要保護の関係につきまして答弁いたしましたけれども、修正がありますので、修正をしていきたいと思っております。昨日制服の部分については小学校費のほうでみてるという話でしたけど、中学校費でございます。それで中学校費の中の新入学児童の学用品の購入の補助、支援ということで、中学校の1年生については2万3550円ということになっておりまして、今、平中の制服につきましては男子の場合4万1040円、女子の場合4万9896円というふうになっておりまして、全額の補助というふうなかたちにはなっておりませんで、一部補助というかたちになります。それで中学校費のほうの新入学児童ということになりますので、年度でいくと29年度の今回中学に上がる分については29年度というかたちになりますので、準備をする段階で支出することはできませんので、該当する、父兄のほうで購入して後から補助をするようなかたちになっております。それで以前にも議員からの指摘もありまして新入学する場合のそういう準備につきまして、事前に3月中にでも準備できるようにならないかというようなことも指摘をされておりまして、自治体等調べたところ、苫小牧市がそのようなかたちでやっているということで、その部分については今年度から28年度予算の残額を使って新入学に必要な部分の支出を行っていくというようなかたちでやっていると聞いております。年度の関係ですとかそういう予算残の関係とかもありますので、平取町につきましても新入学、4月に入るときにそういう準備ができないかどうかということ、今年度、検討しまして入学に備えて支援できるようなかたちを考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。以上です。

委員長

中川委員。

中川委員

ありがとうございます。今教育長おっしゃられておりましたけども、制服に関してはこの中でやれということなんですけども、やはり、実際に中学生の親にちょっと話を聞いたところ、今年からジャージ等も変わるそうなんです。その中にまたTシャツも増えてきたということなので、そこら辺に対してもこの金額でそのジャージとか、Tシャツぐらいしか用意できないんでないかと。そうすると制服に関しては全く手をつけてないという状況になってきますので、そこ

ら辺のことも踏まえて、もう少し検討してもらいたいなということをお願いしたいと思います。

委員長 教育長。

教育長 お答えいたします。国のほうの支援の金額、要保護者等に係る支援ということで、今年度29年度予算で増額することが見込まれております。今まで中学校の新入学児童の学用品の購入費につきましては、2万3550円ということでしたけれども、4万7400円に引き上げになるということが伝えられておりますので、それが上がった段階でうちの町もそれに準じていきたいと思っておりますけれども、ただ4万7千円になっても、制服、先ほど言ったとおり、男子4万1千円、女子で4万9千円、5万近くの金額になるということで、その辺も含めて、ジャージの変更ですとか、Tシャツの部分、平取中学校の場合はそういうことも聞いておりますので、その辺も十分検討しながら、いきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。それでは、議案第14号平成29年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑から行います。国保8ページの歳入から質疑を行います。質疑はございませんか。高山委員。

高山委員 国保会計でございますけれども、ちょっと1、2点ということでお聞きしたいんですけれども、歳入の中の保険税の中にですね、やはり平取も国保会計にはそれぞれ軽減制度があるというふうに聞いておりますけれども、このそれぞれの中にはですね、例えば一定程度の軽減制度を使った方の保険料も入っているのかどうか、まず1点お聞きしたいと思っております。

委員長 町民課長。

町民課長 高山委員のご質問の関係で、軽減制度の部分でございます。これにつきましては、議員ご承知かなと思っておりますが、天災、失業等々によりまして、著しく所得が下がった方に対しまして、軽減制度を設けているということで、対応しているところでございます。

委員長 高山委員。

高山委員 ここの中で聞くことが適切かどうかちょっとわからないんですけれども、基本的にはそれぞれの町村では国保の保険料だとか税だとかってということで、それぞれ選択をしながらやっているということになるんですけど、国税徴収法に行くと保険料で、例えば保険税は、地方自治法だと思うんですけども、税にす

るほうが一定程度のことがいろいろ有利だということもございますけれども、その中で、実は時効消滅が2年だとか、税であれば5年ということはあるんですけども、毎年度、これ不納欠損というか消滅の時効というのは、保険税の場合は何年なのか教えていただければありがたいんですけども。

委員長 税務課長。

税務課長 5年ということになっております。国民健康保険料でいくと、2年ということになってございます。

委員長 高山委員。

高山委員 今お話ありましたように保険税ということでやっていますので、そういった意味では5年間ということになりますし、その中では差し押えなんかもですね、例えば優先順位が上がるというようなこともございますけれども、一定程度、そういったなかでは5年で、毎年不納欠損をしていっているという状況のなかこの5年の時効については、例えば請求行為があれば延びるというような5年ではないのかどうかということも含めて。

委員長 税務課長。

税務課長 単純に5年ということなんですけれども、納付の承認というのがありまして、納税誓約書等で承認していただければ、さらにまたそこから5年が延びるということになります。それと、一部の納付、全額納付でなくても一部納付があればまたそこから時効の期間がリセットされまして、またそこから5年間延びるというかたちになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 今のお話しでいくと債権としてはそうしたら、通常の強制徴収公債権ではなくて、通常の公債権ということのとらえ方でよろしいんですか。それとも強制徴収ではあるけれども、5年までの間に何らかの、例えば納税をするという約束だとかそういうものがあるから、それが延びるということなのか、その辺1回ちょっとお願いします。

委員長 税務課長。

税務課長 国民健康保険税については強制徴収公債権ということになっております。私債権についても同じようなことが考えられまして、誓約があればまた5年延びる。

一部納付があれば5年延びるというようなことになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、この国保の保険税については強制徴収公債権というとらえ方でよろしいんですか。

委員長 税務課長。

税務課長 強制徴収公債権ということで間違いありません。

委員長 高山委員。

高山委員 強制徴収公債権ということになれば、5年までの間に何らかのそういったものがあればあれですけども、特にほっておくと6年目以降は、前に僕が一般質問したときみたく、請求する権利はなくなるということによろしいんですよね。

委員長 税務課長。

税務課長 議員のおっしゃるとおりということになっております。

委員長 ほかがございませんか。なければ、国保9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15、16ページ。17、18ページ。19、20ページ。21、22ページ。23、24ページ。25、26ページ。27、28ページ。29、30ページ。31ページ。次に歳出の質疑を行います。国保33ページの質疑はございませんか。34、35。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。櫻井委員。

櫻井委員 51ページの19節負担金、補助金及び交付金の葬祭費についてなんですが、これ正直、よくわからないんでありますが、これの1万円というのは自治体によって金額が当然違いまして1万から5万っていうところがほとんどだっているところではありますが、協会健保の場合は一律5万円ということになってますよね。これ何ていうんですか、歳出根拠っていうんですか。これ1万円が果たして本当に妥当なのかっていうのがちょっとわからないものですから、その辺について簡単にご説明いただければと思います。

委員長 町民課長。

町民課長

ただいま櫻井委員からのご質問で葬祭費の関係でございます。委員おっしゃるとおり、全道で約170万がしの保険者がございます。いわゆる、市町村と広域連合というかたちでございますが、5万円から1万円ということで、各町、連合体で各々設定をしているようになっております。その中で管内状況としてはまず、平取が1万円、あと他の新ひだかが2万円というような計数になっている状況でございます。それで、算出根拠というのは何なのかという部分かなと思いますが、聞きますと、一応、斎場の使用料程度という部分で、当初平取町は設定したように聞いております。以上でございます。

委員長

ほかございませんか。なければ52、53ページ。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。64、65ページ。66、67ページ。68、69ページ。高山委員。

高山委員

ちょっとそういった意味ではですね、歳出全体というところの内容で1点ご確認をしたいんですけれども、国保の基金残高の見込み状況の一覧を見ますとですね、今年度は1800万がしの取り崩しを予定して、29年度の基金残高につきましては、167万5千円程度ということで、残るんですけれども、通常であれば、今年度の国保会計も1800万入れて結果的には、何とか国保会計を運営してる。もちろん町からの繰り入れもいろいろあるんですけれども、基金はきつともってこれから広域になるから落とさなさいということの指導があつてこういうかたちで崩していくのかなと思うんですけれども、たまたま来年30年度がですね、来年というか翌年の30年度が、統合されなければこの1800万を崩してやっている国保会計はもたない。もたないというか、もっと国保料を上げるか、何らかの応援するような補助金を入れなきゃだめだということになるんですけれども、ちょっと29年度の会計にどう影響するかというのはちょっとわからないんですけれども、平成30年からは、全道一円ということで、後期高齢みたくちょっと保険料の関係とは違いますけれども、そういう広域の体制になってくる。かなりちょっと前ですけれどもそうなった時に、保険料が安くなる所と高くなる所とかっていう、新聞の記事も一応あったんですけれども、仮にですね、30年度の中で、これだけの保険料になりますよって言ったときに、基金がこれくらいしかなかった場合、例えばこれが上がるとかという心配とかかっていうことの足りなくなるんでないかというそういう心配もあるんですけれども、その辺はちょっと、この29年度とはすぐ直ではないんですが、基金がらみのなかで、そういったところが来年の、もう来年ですからそういう状況がどうなってくるのかという情報があれば、教えていただければ大変ありがたいんですけれども。

委員長

町民課長。

町民課長

高山委員のご質問の関係でございます。いわゆる、30広域化という関係かなと思います。議員おっしゃるとおり平成30年の4月1日から国保の事業につきましては、市町村でなく、今後、北海道が運営していくという広域化になっていきます。これを受けまして、私どものほうでも11月の部分で第1回目の仮算定、2月の部分に2回目の仮算定が道のほうから示されたところでございます。それを受けて今回の3月3日、国保の運協の集まりの中でもご説明いたしましたが、若干の部分の上がりが予測されております。いわゆる金額ちょっと調べればわかるんですが、調べた部分の傾向が見えます。その中で、市町村としては、いわゆる激変緩和も道のほうで実施するところですが、いわゆる市町村レベルの部分で今までやっていた基金ないし、法定外の繰入金も含めて国のほうの指針ではいわゆるそれはやめていただきたいという方向が出ております。しかし、今年道の議会のほうで、ご質問があった中では、法定外と基金については、市町村の政策的な判断もあるので、これについては当面、いわゆる言わないというふうな部分になってきます。そういうふうな部分で、今年の夏、秋にかけて道に対する納付金がおおよその額が決定になってくるかなと思います。それを見て運協なりの部分で常任委員会も含めてなんですが、今後の対応等、いわゆる基金の繰り入れといいますか、取り込み、あと、法定外の関係について、ご説明をしていきたいなというふうに思っています。あわせて制度、平成30年から変わるところで大きな国保の制度改正になりますので、この辺につきましても、いわゆる住民の方々に丁寧な方向性なり、今後の方針等を説明をしていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長

高山委員。

高山委員

今年の予算ですから来年のことまでということはあるんですけどもやっぱりそういう意味では、この基金が少し少なくなった時に、例えば来年広域化になった時に、それぞれ、例えば保険税ということになるのか今度は保険料なのかわかりませんが、高くなった時に、基金持っていればやっぱり基金で対応できるということですよ。もしくは、その他財源の中で、一般会計繰り入れだとかっていうことの中なかで例えば変な話ですけども、がんと上がるころについては基金なり一般会計の繰り入れで、若干地域の皆さんの保険料が上がるのを抑制することもできるということにはなるんですよ。

委員長

町民課長。

町民課長

高山委員のご指摘のとおり、いわゆる何らかのかたちでいわゆる弱者といいますが、対応していくということが必要かなと思いますので、繰り返しになりますが、国のほうでは、極力やめていけよと。ただ道の議会のほうでは、いわゆる

それは先ほども言ったように政策的なことであるので、それが市町村の判断に委ねるということで回答も来ておりますので、これも含めて回答とさせていただきます。以上です。

委員長

高山委員。

高山委員

すみません、もう1点だけ。今はそういった意味では町村ベースの保険料ということになりますけれども、ざっくりでいいんですけれども、国保に入っている私たちがですね、基本的には、細かなことは別にしても、30年に変わることの内容で、我々に変わらないことだとか、例えば、変わることに、ざっくりでいいんですけれども、我々国保の被保険者として、30にいったときに、変わらないことと変わることに、ざっくりでもいいから、もしお話を聞ければ最後にご答弁お願いしたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

ただいまの高山委員からの変更点はどこだということですが、大きい制度についての部分は変更はございませんが、まず1点目として、櫻井委員が申し上げておりました葬祭費の部分、具体例をあげますと、葬祭費の関係がこれまで回答したように、1万円から5万円の部分は、今後、広域化になると一律3万円というふうに変更になるというふうな、今の案ではなっております。いわゆるシステムのといいますか、この辺につきましては加入者、いわゆる非保険者になりますが、この辺の資格管理また、高額療養費の多数受けた方の多数回該当算定方法だとかそういう部分が若干変わってくるようになっております。以上でございます。

委員長

よろしいですか。ほか、ございませんか。千葉委員。

千葉委員

11番千葉です。同じく、国保会計全般ということで、私も国保運営協議会の関係もありまして、今、五澤課長から説明あったとおり運営協議会のほうでも懇切丁寧にだいたい説明を受けた段階であります。ただ一つ心配してることは、やはり広域化に向けた町民全般的な広報活動、それから先ほどちょっと、町民へも丁寧に説明をしていきたいということもちょっと出てたと思うんですけども、やはり必要に応じて、もう限られた時間しかございませんので、今の現状こういうことだよということはやっぱり2回か3回に分けて広域化に向けた取り組みをやっぱり説明していく、町民への義務が私あると思いますので、できれば、算定で各都道府県の金額出たときももちろんそうですけど、その前の段階でもですね、こういったことで制度が変わってくよということ、意外と、私のまわりの町民の方、知らない方まだおりますので、新聞やなんか丁寧に読ん

でる方は結構認識はしてるんですけども、今後のこういった準備作業含めてですね、広報あるいはその必要に応じては住民説明会も、あってもいいのかなというふうに思ってますけど、その辺の予定についてご連絡いただきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいま、千葉委員からのご質問でございます。この関係につきましては非常に国保制度始まって以来の大幅な改正というふうな部分でこちらも認識しております。例年に増して担当者の会議等々も多くなっております。それで、新聞等で、いわゆる新聞を購読してる方については若干の分は知ってるかなと思いますが、いかんせんまだ新聞もとってないだとかっていう方もおりますのでその辺については広報も、特集を組むなり、別刷りにしてやる、委員ご指摘のとおり、地域のほうに出向いてお話をして、丁寧な説明で対応していきたいなというふうに改めて申し上げたいと思います。以上でございます。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 5番藤澤です。関連といたしますか、私自身個人的にですね、私自身も入院経験があり、また家族もありと、それぞれの方が、入院費のいわゆる負担というかたちで、ご苦労された、あるいはそういう経験の持ってる方がほとんどであろうと推察をするわけでありまして。先ほど来、説明を受けた中にですね、この高額医療費の負担部分についての制約が出てくるのかな、その心配が今よぎったのでありますが、このピンポイントの質問についての回答というのは今持ち合わせているのでしょうか。高額医療費も今までどおり受けられるのかなということです。

委員長 町民課長。

町民課長 藤澤委員からのご質問の部分でございますが、高額の関係、制度移行に伴った部分でもそれは何ら変わるものではございません。

委員長 ほかがございませんか。なければ、以上で平成29年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして議案第15号平成29年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期6ページの歳入から質疑を行います。質疑はございませんか。高山委員。

高山委員 後期の高齢者の医療保険料でございますけれども、これは国保と違って全道一



円ということになりますけれども、保険料については均等割と所得割ということもありますけれども、確かこれ2年ごとに変更されるということになりますけれども、28、29ということになると、均等割と、それから所得料率といえますか、それは確か去年も聞いたような気がするんですけども、おわかりになればお答えをお願いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいまの高山委員からのご質問でございます。保険料の関係かなと思います。保険料、いわゆる二つのかたちになっておりまして、まず均等割額と所得割額という部分で算定をいたしております。均等割額につきましては4万9809円、所得割については、10.51%ということで算定をいたしております。委員ご指摘のとおり、保険料につきましては28、29という2年間の部分でございます。以上でございます。

委員長 ほかございませんか。なければ、後期7、8ページ。高山委員。

高山委員 歳入のところの2目の普通徴収保険料でございますけれども、ちょっと僕も勉強不足だったんですけど、これは年金額が18万以下の方については、納付書を送りますよということもあったんですけども、これはちょっと勉強して今回わかったんですけども、後期のやつも年金で特別徴収をする選択と、それから普通徴収と言って口座だとか納付書で払う方が普通徴収という、それは選択できるということのとらえ方でよろしいのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 一応選択といいますか、いわゆる該当になった部分については特徴のほうで拾っていくよと、いわゆる所得の変更だとか何かあった時には普通徴収で対応してるということになっています。いわゆる年の部分の切り方ですぐ特徴移行もできない部分がございますので。

委員長 ほかございませんか。なければ、9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15ページ。次に歳出の質疑を行います。後期17ページの質疑はございませんか。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。以上で平成29年度平取町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。続きまして議案第16号平成29年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介保7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、

25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30ページ。次に、歳出の質疑を行います。介保32ページの質疑はございませんか。33、34。35、36ページ。37、38ページ。39、40ページ。41、42ページ。43、44ページ。45、46ページ。47、48ページ。49、50ページ。51、52ページ。53、54ページ。55、56ページ。57、58ページ。59、60ページ。61、62ページ。63、64ページ。高山委員。

高山委員

各歳出なりについてですね、質問があるわけではないんですけれども、29年度の基金の取り崩し状況の予定を見ますとですね、介護保険については、今年度2700万程度ということになって、それでも1800万程度ですね、基金が残るという状況でございますけれども、この次の第7期でたしか1千円、3500円が4500円になるということでしたよね。1千円上がるということ。若干1千円程度が上がるということになるんですけれども、1千円程度上げると、今の28、29の予算なり決算を見ていくと、今度は基金を支消しなくても取り崩さなくても、大体その上がった額で、介護保険会計が同じルールでいろいろ繰り入れだとかあるんでしょうけれども、だいたいそういうかたちのなかで、基金の支消までいかないまでも上げることによって次の7期は基本的には賄えるというようなシミュレーションで整理をしているのかどうかだけ1点。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたします。まずですね、6期の計画のときに基金が7300万程度ございました。その中で介護保険計画を国に提出し、国からの許可を得るようなかたちになります。その段階で7300万、基金をあまり保有することはだめですよということのなかで、保険料を下げまして3500円で3年間やらせていただきました。そのなかで、今回4500万、そして実質2700万程度なのかなと思うんですか、その額は残るようなかたちになります。その中で総合計画にも出したのですが、総合的に判断しまして、4750円ですか、ですから1250円上がる予定ではあります。ただですね、まだ最終的に決算等吟味しながら、最終的な調整はしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それであとは介護保険料を上げたなかで、そういう基金取り崩しがないようなかたちの算定の方法もしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

高山委員。

高山委員

今ちょっとまだそういった意味ではこれからということになりますけれども、これからまた計画策定だとかそういったことになるかと思うんですけれども、4

750円程度ということで、この6期から比べると、1250円程度が上がる予定だというお話ですけれども、これ、これからの議論なんでしょうけれども、どうですか、3年間平準というやり方でなくて、ちょっと面倒くさいんですけれども、決算の状況をみながら毎年度例えば4千円からスタートして4500円にいったりというような、その年度年度で平準化でないやり方も、この計画の確か検討委員会ありますけれども、そういったなかでは、そういう検討というのはなされないのか、それとも、確かに面倒くさいんですけれども、平準化で1本でいくということの対応なのかってまだ方針が出てないでしょうけれども、事務方としてはその辺はどういうふうにお考えですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。まず基本的には3年間同額ということが求められています。その中でもしやったなかで介護保険自体の会計が、金が足りないということであればまたその段階で、国にまた申請して承認をもらうというかたちになりますので、結構事務手続きが複雑になってきますので基本的には3年間を考えたベースの中で決定しているというところでございます。

委員長 井澤委員。

井澤委員 この最後のページになるのでしょうか、介保の66ページの給与明細書のところで質問してよろしいでしょうか。職員数18とありますが、これはどのような部門に何名ずつの配置ということになっておりましたでしょうか、お教えてください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 この職員数ということになりますが、これにおきましては運営委員だとかそういうのも含めて全体のなかでの18という考え方です。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ、以上で平成29年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第17号平成29年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行います。水道7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。8、9ページ。高山委員。

高山委員 ちょっと簡易水道ところで、使用料のところで確認をさせていただきたいんですけれども、実はずっと5年間ほどですね、空き家でですね、水道については使っていないんですけれども、それは廃栓にできないかということで前にちょっとご相談したことあるんですけれども、5年間水道使わなくても、例えば水

道のメーターにとって元を止めるまでは休栓使用料がかかる。休栓使用料が700円ちょっとかかるんですよ。実際的にですね、もう5年も空き家でって、担当課に聞いたらほかのところももらっていますということになるんですけども、現実的にですね、5年も水道使っていないところが機器を業者に言って外して元を止めないと廃栓扱いにできないということの何か縛りがあるみたいなんですけれども、例えば家を壊すときに、例えば、そういった機械なり、施設を止めるからという何か一筆を入れてですね、何年も使っていない休栓使用料を現実的な取り方ではないかなってところがあるんですけども、その辺はどのように、前にはちょっと聞いたんですけども、その辺はどのように解釈すれば、やはりあくまでも家を壊してメーターを取って廃栓処理をしないと使わなくても休栓使用料がかかるという捉え方ではいるんですけども、その辺のところの説明をお願いできればと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道  
課長

まず休栓と廃栓の話なんですけども、休栓の場合は月々730円はまるっきりゼロでもかかるということでもあります。廃栓というのは明らかに本管からの分かれたところで切ってしまう、それは廃栓でいいんですけども、休栓の場合、基本的には先ほど言ったとおり730円かかる。その根拠としては、例えば本管があって、そこから分岐して枝管で住宅に引き込んでますよとなった場合、引き込みの部分をそのまま残してメーターのこのバルブかなんかで締めてれば、建物の中に関しては漏水とかはあり得ないんですけど、枝管の部分、本管までの部分で漏水ということがあり得ます。で、基本的にその枝管の部分に関しては個人の所有ということになるんですよ。そういう何年も使っていないから廃栓扱いにしていきたいという話なんですけども、そうなった場合、明らかに、例えば本人が長期どこか施設なり病院に入ってる。で、その子どもたちがどこか町外にいるとなった場合、とりあえず休栓で料金をいただければ何かの場合連絡がとれるということもあるんですけども、それも一切なくなってしまうと、最終的には誰の管轄だとかそういう問題も出てくるので、今現在は明らかに切らない部分に関しては休栓扱いということで730円をいただいているというのが管理上含めてそういう実態でございます。

委員長

よろしいですか。高山委員。

高山委員

ちらっと聞いたときにはですね、もうあその家も空き家というようなところもですね、全てこの休栓というかたちのなかで整理をして料金いただいているという、一律そういう公平的な対応でやってるからということにはなるんですけども、何かこう使っていないのに、本管から例えば漏水があるかどうかってことは個人の責任だということはいろいろあるんでしょうけれども、何か

ちょっとですね、現実的な対応でないかなってというのがそういう感覚を持つてるといことで、何とかまたそういったところですね、例えば家を壊すときに、廃栓処理をするからというような、一筆入れたなかで対応していただければというようなことも踏まえて前向きに検討してもらえればありがたいかなってというのが1点と、もう一つなんですけれども前に僕一般質問でもちょっと質問したんですけれども、平取町の単身で来る、もしくは普通に来る先生方は水道料やっぱり高い。当時、質問した時も、簡易水道ランキングが、今は下がっているかもしれないですけども、当時は3番だとか4番だとかっていう、そういうような状況だったんですけれども、前に提案したときにその後当時の担当課長もですね、検討してみたいとは言ってたんですけどなかなか難しいということなんですけど、実際単身者でいるおばあちゃんとかおじいちゃん1人でいると、今基本水量までいかないんですよ。だから、実際3トンなら3トンぐらいに基本にして、出たものについてより現実的な対応はということ、できないだろうかという考え方なんですけれども、その辺の考え方というのはやはり変わってないのかどうかということも含めてちょっとお聞かせ願えればと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道  
課長

まず、2点ばかり争点どうか質問の水道料が全般的に高いというお話なんですけども、予算書見ておわかりのとおり、水道会計、一般会計からの繰り入れをしなければやりくりできないという部分でありまして、他町の状況をちょっと調べてないんですけども、料金はそういうことでいただいているということでもあります。それと使用料の関係なんですけども、基本的には一般家庭で7トンまでは2200円ということで、それを超えた分に関して1トンにつき240円ずついただくということでもありますけども、単身の方は7トンも使わないよということであればですね、その辺を含めてこの7を少し下げるとは検討する余地はあるのかなというふうに思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ、水道10、11ページ。12、13ページ。次に歳出の質疑を行います。水道15ページ質疑ございませんか。16、17ページ。井澤委員。

井澤委員

維持管理費の11節ですね、この日曜日12日に町民の方から私のほうへ貫気別橋に共架している、貫気別地区の配水管、送水管が保持具が破損して、垂れているってことがあって、貫気別支所長から担当部門へお知らせしたと思いますが、その状況はどういうことだったんでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道課長 添架、道道にかかっている橋ですね。確か連絡来てました。その辺の連絡来てるので対応したかどうかちょっとまだ確認はしてないですけども、後で確認して担当のほうに確認して答弁したいと思います。

委員長 井澤委員。

井澤委員 毎月汲み上げてるポンプ場の点検、貯水場の点検等で回ってきていただいているというように、水道課、担当がですね、そういうことはお聞きしているので、そういう点検のときに橋に共架されてる、露出されている配管が保持具が壊れて垂れているという状況で、これは今すぐ始まったことじゃなくて、かなり年月がたっているようにも思いますので、これは垂れたのが何らかのショックで折れてしまったらもう水道配管がそこで切れてしまって、断水とか、いろんな

委員長 すみません、井澤委員。これ新年度予算とはあまり関係ないことなので、直接担当課のほうへ行ってご相談いただけますか。

井澤委員 はい、意見わかりましたので、そういう修繕にかかわるところで来年度予算そういう点検のときに配慮いただくようなことをお願いしたいということがありました。

委員長 副町長。

副町長 その件について、若干お答えしたいと思いますけども、実は私現場も支所長と見に行ってみりまして、水道管ではなくて、雑排水管のたわみが若干出たということを確認しておりまして、今すぐ雑排水管の流れといいますか、そういうものに支障のあるというものではないという報告も受けましたので、ゆくゆくと言いますか、受けるほう金具がちょっと破損したということもありますので、その辺は早急に対応させるということにしております。

委員長 ほかがございませんか。水道18、19ページ。20ページ。次に、水道4ページ、第2表地方債について質疑を行います。ございませんか。なければ、以上で平成29年度平取町簡易水道特別会計の質疑を終了いたします。続きまして議案第18号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を行います。病院5ページの収益的収入から質疑を行います。質疑はございませんか。病院6ページ。なければ次に収益的支出の質疑を行います。病院7ページ、質疑ございませんか。8、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。次に病院14ページの資本的収入の質疑を行います。質疑ございませんか。なければ次に病院15ページ。資本的支出の質疑を行います。質疑

はございませんか。以上で平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了いたします。これで平成29年度各特別会計予算についての質疑を終了いたします。特別会計全体を通して、特に何かありましたらお受けいたします。藤澤委員。

藤澤委員

5番藤澤です。たった今水道会計の質疑が終わったわけですがございますけれども、総論としてですね、町民に私どもが一致した説明をしたいなということでお伺いをいたします。平取町水道については、ほかの分野については特に平取町は頑張っているという評価を受けているのは、内外ともに事実なことであると思います。しかしながら、水道代だけは、平取町高いなという声があちこちで聞かれるわけでありまして。私はその都度、水道については独立した会計を持ってやってるんですよ。そして、特に平取町は本管も支栓、引き込み栓も多い町なんだと。いわゆる、経費がかかった分、水道料に乘せなきゃならない、そういう仕組みなんだよというふうに申し上げてるわけですが、果たして私の説明が正しかったのかどうか、それから今後またあちこちで質問される事柄かなど。そういう意味合いで見解をお聞きしたいということでございます。

委員長

建設水道課長。

建設水道  
課長

藤澤委員おっしゃるとおり、人口密度と管の延長を含めて、効率の悪い部分とか、そういうところは確かにございます。それとやっぱり老朽化して、中部簡水の整備は終わったんですけどまた借金も残っております。それと、新たに今は貫気別地区やってますけども古い管の交換ということでそれもしていかなければならないということで投資といった部分ではいろいろ、かかってくる部分もあります。そういう状況で今の水道の料金も大分相当たってそのままできているかと思えますけども、おっしゃるとおりの理由により、今現在はこうなってるという料金でございます。

委員長

全体を通してほかにございませんか。なければ、以上をもって、議案第13号から議案第18号までの平成29年度平取町各会計予算に対する質疑を終了いたします。

次に、各議案に対する討論及び採決を行います。まず議案第13号平成29年度平取町一般会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第13号平成29年度平取町一般会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第14号、平成29年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第14号平成29年度平取町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

次に、議案第15号平成29年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第15号平成29年度平取町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決いたします。

続いて議案第16号平成29年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第16号平成29年度平取町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決いたします。

続いて議案第17号平成29年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第17号平成29年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第18号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って議案第18号平成29年度平取町国民健康保険病院特別



会計予算について、原案のとおり可決いたします。

以上で本委員会に付託されました平成29年度平取町各会計の審査は終了いたしました。町の理事者また説明員の方々につきましてはまことにありがとうございました。以上で審査は終了いたします。それではこれまで各委員より出されました質問、意見等について協議を行いますので、委員は議員委員控室にお集まりください。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉 会 午前10時32分)